

2. 日常生活の注意点

建物の管理と修理

管理義務と修理について

入居者は居室の管理者として、日常生活での衛生・安全・換気には充分気をつけなければなりません。居室や設備の修理は、使用ミスによるものか自然損耗かによって対処が変わってきます。

●居室や設備を壊したときは・・・

管理会社の指示に従って修理するか、補修額を管理会社に支払います。



●他人がケガをした場合は・・・

入居者の配慮不足により他人がケガをした場合は、入居者が損害額を支払います。

入居者自身がケガをしても、管理会社に賠償請求はできません。



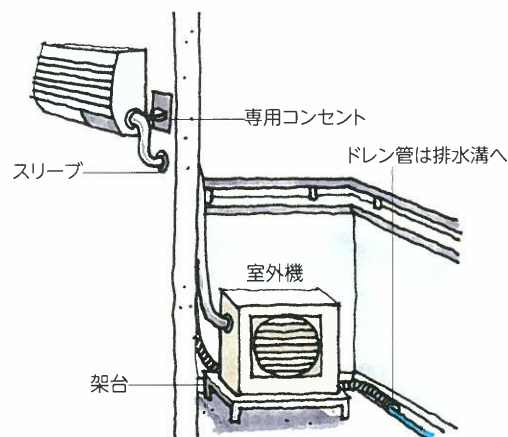
修理依頼の連絡について

水まわり設備（キッチン・洗面・トイレなど）からの水漏れは、建物の腐食につながるだけでなく、階下の入居者にも被害が及ぶ場合があります。また、バルコニーや廊下・階段などの金属部分のサビや腐食は、程度によっては危険を生じる場合があります。建物に修理の必要がある場合は、管理会社に連絡してください。

エアコンなどの取り付けについて

管理会社の承諾なく電源やスリーブの新設、個別アンテナの設置などは行わないでください。エアコンは、補強のある指定場所に設置し、電源や配管用スリーブは既設のものを使用してください。エアコン室外機のドレン管の排水は、バルコニー排水溝に入れるなど、階下へ水漏れしないように配慮してください。

室外機は、2階以上の居室の場合はバルコニーに設置してください。バルコニーがない場合は、1階に設置することがあります。その際は、事前に必ず管理会社に設置場所などについて相談してください。



結露の防止

建物の断熱性・気密性が高いため冷暖房の効率がよい反面、換気をしないと室内で発生した水蒸気が室内にこもり、結露が発生する原因となります。結露はカビの発生源になるばかりでなく、建物や家財を傷めます。換気設備や冷暖房設備を利用して、室内環境を適切に維持しましょう。

